

## 第3期稲沢市子ども・子育て支援事業計画について

### 1 概要

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として「稲沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定していますが、今回、「第2期稲沢市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間満了を迎えることから、現行計画の成果や課題を検証し、次期計画の策定を令和5年度、令和6年度の2か年にわたって進めていくこととします。

### 2 計画策定の進め方

実効性のある計画とするためには、次の3点に留意して作成を進めます。

- ①現行の子ども・子育て支援事業計画を評価し、活用すること
- ②市民参加条例に規定された市民参加の手法をできるだけ取り入れ、市民との協働により策定を進めること
- ③計画策定後の進捗管理を行う仕組みを入れること

#### ◆策定予定スケジュール（概要）

- |            |  |
|------------|--|
| R 5. 4～7   | 現行の計画等の把握、評価<br>事業計画の構成等の検討<br>アンケート調査の実施方法の検討               |
| R 5. 8～12  | 各子育て支援事業の状況把握、今後の方向性の検討<br>子ども・子育て会議の開催<br>アンケート調査の実施        |
| R 6. 1～3   | 子ども・子育て会議の開催<br>「量の見込み」「確保方策」の検討、県への報告                       |
| R 6. 4～9   | 関係団体へヒアリングの実施<br>子ども・子育て会議の開催                                |
| R 6. 10～12 | 「量の見込み」「確保方策」に基づき、認可・確認等の事前準備<br>子ども・子育て会議の開催<br>パブリックコメント実施 |
| R 7. 3     | 子ども・子育て会議の開催<br>計画の確定、県へ提出                                   |

※現行の「子ども・子育て支援事業計画」策定スケジュールを参考に設定。  
今後の国県等からの情報や策定内容等再検討の結果、変更も考えられる。